

温泉分析書別表

1 源泉名 湯坪引湯組合
 2 源泉所在地 大分県玖珠郡九重町大字湯坪字横尾 411番地
 3 温泉分析申請者 湯坪引湯組合 組合長 矢野 幸男
 4 泉質 単純温泉（低張性中性高温泉）
 （旧泉質名 単純温泉）

5 療養泉分類の泉質に基づく禁忌症、適応症等は次のとおりである。
 温泉の一般的禁忌症 急性疾患（特に熱のある場合）、活動性の結核、
 悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、
 出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、
 妊娠中（とくに初期と末期）

療養泉の一般的適応症 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、
 関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、
 痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進

飲用の禁忌症 該当なし
 飲用の適応症 該当なし

- ・入浴時間は初めは3~10分程度とし、慣れるに従って延長すること。
 - ・入浴中は安静にし、入浴後は湯冷めに注意、一定時間安静にすること。
 - ・入浴後は身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さないこと。
 (湯ただれを起こしやすい人は逆に入浴後水で温泉成分を洗うか拭き取る)
 - ・熱い温泉に急に入るとめまい等起こすことがあるので十分注意すること。
 - ・食事の直前、直後の入浴は避けることが望ましい。
 - ・飲酒しての入浴は特に注意すること。
 - ・次の疾患については原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
 - ①高度の動脈硬化症 ②高血圧症 ③心臓病
 - ・温泉療養を始める場合、最初の数日間は入浴回数を1日1回程度とし、その後は1日2~3回までとする。
 - ・温泉療養のための必要期間は概ね2~3週間を適當とすること。
 - ・温泉療養開始後、3~7日後に「湯あたり」(湯さわりまたは浴湯反応)が現れることがあるが、その時は入浴回数を減らすか中止し、回復を待つこと。
- ※上記は、温泉法第十三条の運用について(昭和57年5月25日環自施第227号)の温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準による

飲用の一般的注意事項 ※飲用許可を受けなければ飲用できません。
 必ず飲用許可を得てから飲用してください。

6 その他
 一般細菌 0個／mL
 大腸菌群数 不検出
 過マンガン酸カリウム消費量 2.6 mg/kg

平成21年12月4日

指定分析機関の名称

九電産業株式会社 環境部

登録番号

福岡県第3号

所在地

福岡市東区名島2丁目18番20号

代表者の氏名

今泉 幸男

